

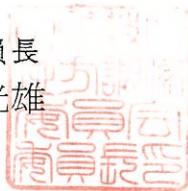
令和4年3月31日

(申立人)

松本 博二 殿

出雲 教区地方調停委員会委員長

曾田 光雄



調停手続きの終了について（ご報告）

謹啓 早春の候 貴殿におかれましては、愈々ご清祥のことと慶賀に存じ上げます。

さて、貴殿より申立てがあった紛議の調停（地調第 02-3515 号）につきまして、当方において調停手続きを行いましたが、下記の事由により、調停手続きを終了することを決しましたのでご報告いたします。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

（手続きを終了した事由）

申立人の申立書及び申立補充文書にある調停してほしい事項について事情聴取を行いその結果、当委員会は次のとおり判断しました。

申立人からの調停申し立て4項目について被申立人はすべて認めるわけにはいかないとの主張であり、申立人との間には紛議などなく、すべて申立人による一方的 requirement であるとしている。

当委員会は、本事件の調停は不可能と判断し、宗規第130号第4章第18条3項により調停手続きを終了する。

*宗規第130号第4章第18条

3項 地方担当主任が、和解が成立する見込みがないと認めたとき。

以 上